

長野県漁業調整規則

(県の許可を受けなければ出来ない漁業)

うけ、刺網、大型の四手網、箱状、やな

(漁業の方法)

あゆ竿釣1人1本、その他竿釣1人2本以内。

(禁止されている漁業)

- (1) 水中に電流を通じてする漁業 (2) 鵜縄漁業 (3) 鵜飼漁業 (4) 石こじ漁業
 (5) 埴漬(びんぶせを含む)漁業 (6) 川干漁業 (7) 石打(はんま打ちを含む)漁業 (8) 潜水してする漁業
 (9) 水中銃(もりを含む)を使用してする漁業 (10) 刺網を2枚以上重ねてする漁業

(魚体長の制限)

- いわな、やまめ、あまご、にじます15cm以下 ○うぐい(赤魚)10cm以下
 ○こい18cm以下(平岡ダム堰堤より下流は20cm以下) ○ふな10cm以下 ○うなぎ30cm以下
 ○おいかわ(はや)8cm以下 は採捕してはならない。

(採捕禁止期間)

- あゆ、1月1日より解禁日前日まで。 ○にじます、あまご、いわな10月1日より翌年2月15日まで。
 ○かじか、3月1日より5月15日まで。

(あみ目の制限)

あみ目こま1.2cm以上(4分目)でなければならない。

(外来魚に関する制限)

ブラックバス、ブルーギル、アメリカザリガニ、雷魚を移植してはならない。(違反者は、6月以下の懲役、10万円以下の罰金、拘留若しくは科料に処し又は併科する)

ブラックバス(オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚をいう。以下同じ。)又はブルーギルを採捕した者は、採捕したブラックバス又はブルーギルを、生かしたまま採捕した水域から持ち出してはならない。(違反者は、1年以下の懲役、若しくは50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。)

(違反者に対する措置)

第11条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合その者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(その他)

ボート類は、漁船登録をした組合員以外の使用は禁止します。

■ 下伊那漁協区域

